

議案第 9号

加西市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

加西市下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市下水道条例の一部を改正する条例

加西市下水道条例（平成2年加西市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項の表を次のように改める。

区分	新規登録の場合	更新登録の場合	登録証の再交付
指定工事店	20,000円	10,000円	300円
責任技術者	10,000円	5,000円	300円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の手数料に関する規定は、令和2年4月1日以降の登録に係る手数料について適用し、同日前の登録に係る手数料については、なお従前の例による。

(審議資料)

下水道事業にかかる指定工事店及び責任技術者の登録手数料等について、加西市公共料金問題審議会の答申を受け、近隣市と同水準に引き下げのため、所要の改正を行うもの。

【概要】

区分	現行			改正案		
	新規登録	更新登録	再交付	新規登録	更新登録	再交付
指定工事店	40,000円	20,000円	5,000円	20,000円	10,000円	300円
責任技術者	20,000円	10,000円	2,000円	10,000円	5,000円	300円